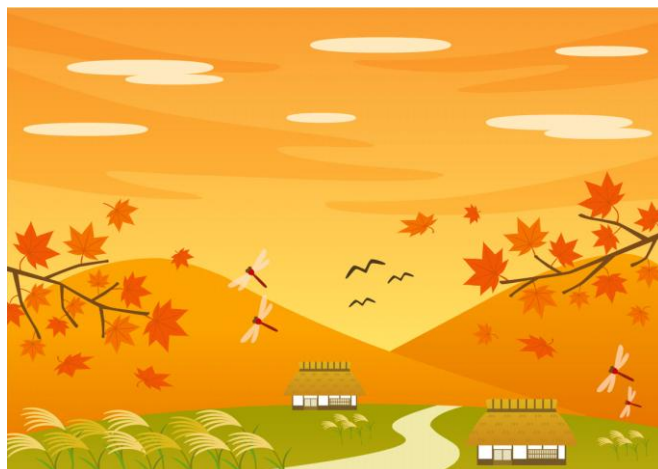


市営住宅だより



令和8年9月 不定期刊行・第19号
芦別市営住宅管理センター
☎0124-27-7250

皆さん、暑さや湿気で体がバテていませんか？夏バテで弱った体にはエネルギー補給が有効です。梅干し、トマト、レモン、豚肉、ウナギなど、ビタミンB1、クエン酸を積極的にとり疲労回復に努めてください。また、暑いのでシャワーで済ませがちですが、副交感神経を優位にするため、たまにはぬるめのお風呂にゆっくりつかり、リラックス効果を高めてください。睡眠の質も向上しますよ。



収入申告にご協力をお願いします

本年度も次年度（令和9年度）の家賃を決定するため、収入申告書の提出をお願いしています。提出期限につきましては、公営住宅が8月19日（水）、西芦別地区及び頼城地区の改良住宅にあっては9月17日（木）です。公営住宅は提出期限が過ぎていますが、まだ未提出の方につきましては早めの提出をお願いいたします。

収入申告書は、前年と収入形態などが変わらなくても、家賃決定のために、毎年、必ず提出していただかなければならない書類です。提出されなかった場合には、近傍同種の住宅家賃（民間賃貸住宅と同程度）等を適用することとなり、収入に応じた家賃に比べて高い家賃設定になることがあります。

公営住宅法や市の条例などで定められた手続きですのでご理解とご協力のほどお願いいたします。分からないことなどがありましたら、お気軽に市営住宅管理センターへお問い合わせ下さい。

なぜ毎年、収入申告が必要なの？

入居者の皆さんから、よく「収入申告はなぜ毎年必要なの？」と聞かれます。では、なぜ収入申告書の提出が毎年必要なのか、その理由を説明します。少し、分かりずらく申し訳ありませんがご容赦ください。

■まず、皆さんがお住まいになっている公営住宅の維持や管理などは、「公営住宅法」という法律や芦別市の「芦別市市営住宅等管理条例」などに基づいて運用されていて、家賃もその中で決定されています。

法律においては、公営住宅の家賃は「**毎年度、入居者からの収入申告に基づき**、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、**近傍同種の家賃以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める**。（法第16条第1項）」とされていて、必要となる要件の中の一つに、入居者からの収入申告があります。

■公営住宅の家賃は、民間などの賃貸住宅などの家賃よりも低く設定されていますが、このことは、法律が目的としている「住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸する」を実現するためのもので、この**低い家賃が実現できるのは、国からの補助金など公的な財政支出がなされているからです。公的財政支出を受けることは、すなわち公的な給付を受けていることと同じ考え方に成りたち、公的な給付を受けるためには、給付を受けようとするものが申告（申請）することを原則としていて、入居者は自らの収入を申告してはじめて低廉な家賃の設定を受けることができるということです。**収入申告がない以上、入居者は公的な給付を受けられない。公的給付はゼロ、よって、市場家賃としての近傍同種の住宅家賃が適用になってしまうということでもあり、低い家賃で入居するためには、毎年の申告がどうしても必要になってくる、このような理由からとなっています。お分かりいただけましたでしょうか？やっぱり理解できないという方は、気がねなくお問い合わせください。

※ 修繕の依頼は直接、市営住宅管理センターへ ☎0124-27-7250 ※

世帯所得が変動した場合の手続きについて

失職や扶養親族の異動などにより、収入認定の内容に変更が生じた場合、家賃が変わる場合があります。

■主な具体例～1. 就職した、退職した、転職した、廃業した 2. 傷病または育児により休職している 3. 身体障害者手帳や精神障害保健福祉手帳、愛護手帳の交付を受けた 4. 所得のある同居人（配偶者を除く）が転出した 5. 配偶者と離婚し、所得のある名義人または配偶者が転出した 6. 所得のある名義人または同居者が亡くなった 7. 所得税法上の扶養親族が増えた など

■上記の例は主なもので、この他にも申出が必要な場合があります。■それぞれの場合に依じて、手続きの際には添付書類が必要です。■上記の例に該当していても、内容によっては認定できない場合があります。

■この手続きは、収入申告とは別に手続きが必要です。不明な点などはお気軽にお問い合わせください。

家賃などは毎月納めましょう

家賃や駐車場使用料は、毎月25日が納期限です。公営住宅は国の補助を受けて建設されていますので、家賃は低額に設定されており、家賃には修繕費、償却費、管理事務費、保険料などが含まれていますので、滞納されますと公営住宅の修繕や、今後の建設などに支障をきたしてしまいます。

また、家賃を滞納すると、連帯保証人に肩代わりを求めたり、住宅の明け渡しを請求されたりする場合があります。また、駐車場の車庫証明が取れない、承継ができないなどの不利益もありますので、必ず納期限までに納めましょう。なお、お支払いは便利な口座振替をお勧めします（手続きは各金融機関窓口です）。

退去時の清掃などについて

住宅を退去するときは、次の入居者に不快感を与えないよう、ガス台・換気扇・流しまわりの油污れや、洗面所・浴室・トイレの水まわり、窓サッシの清掃を行ってください。

どうしても、ご自分で対応できない場合は業者に依頼をするなどして対応をお願いいたします。なお、不十分な場合は退去確認時に指導をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

共用部分に物を置かないでください

各団地において、最近、共用部の廊下や階段踊り場などに私物を大量に置いてあるのを目にします。

階段、廊下のほかベランダなどは災害時の避難経路になり、非常時にはたいせつな役割となります。特に、廊下は普段でも車イス等を利用される方の妨げになりますので物を置くことはやめましょう。

各種届出は忘れずに

入居者に異動があったときや、勤務先が変わった場合、または駐車場を利用している車に変更があった場合、長期間不在になるときなどは届出が必要になります。忘れずに届出をお願いいたします。

家賃の支払いに困ったら

突然の失業や病気などで収入が著しく減るなど、特別な事情によって家賃の支払いに困ったときは、家賃の減免などの制度があります。該当する方が減免などを受ける場合には申請が必要です。市営住宅管理センターまでご相談ください。

なお、生活保護法による住宅扶助等を受けている方は減免は受けられません。



駐車場の適切な使用を

駐車場を常にご利用される方は、手続きを行い駐車料金を納付のうえ利用してください。

手続きをとらない無断駐車や、駐車場として指定していない敷地内への駐車はいっさい認めていません。無断駐車は、正規な手続きで利用されている皆さんとの公平性を欠く行為ですので、ぜったいなさるぬようお願いをいたします。

※ 私たちは公営住宅の「あずましい」住環境づくりに貢献します ※